

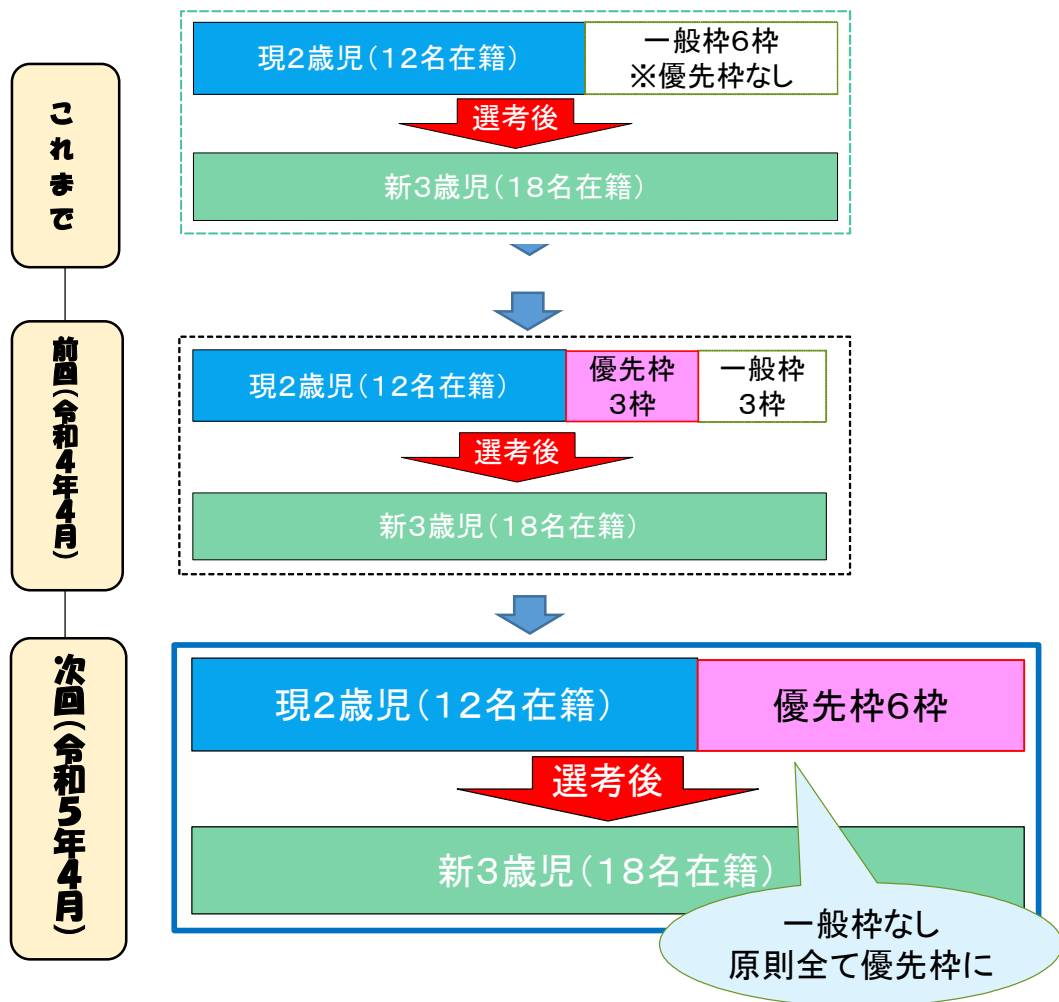
公立保育施設等における小規模保育事業所等卒園児優先枠について

令和4年度から、小規模保育事業所等から2歳児クラスを卒園される児童について、新たに公立保育所・認定こども園への優先枠が設けられました（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）※1。なお、令和4年度については、経過措置として新3歳児の受入枠のうち約半数を優先枠としました。

令和5年度以降は、原則募集見込枠がすべて優先枠となり、優先枠が埋まらなかった場合のみ、一般枠での入所児童が決定となる見込みです※2。優先枠選考についての具体的な手続きは、在籍される各小規模保育事業所等を通じてお知らせします

※富田幼稚園・富田保育所については、令和5年度より市との連携協定に基づく公私連携の幼保連携型認定こども園として統合し、民営化を予定していますが、新3歳児については、公立施設と同様、原則募集見込枠すべてを優先枠とし、優先枠が埋まらなかった場合のみ、一般枠での入所児童が決定となる見込みです。

（例）A 公立園（3歳児募集見込枠6枠の場合）



注意事項

※1 完全連携施設は 17 ページ（★マーク表記の施設）を参照してください。

※2 募集見込枠数は施設の定員や保育面積、年度ごとの保育士体制の確保状況などにより異なります。